

構造改革特別区域の第 26 次提案等に対する政府の対応方針

平成 27 年 8 月 25 日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域法第 3 条第 3 項に基づき、平成 26 年 10 月 14 日から 11 月 14 日までの間、内閣官房は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る提案を募集し、それぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。さらに、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁において今後前向きに検討を進める」とされた規制改革事項等についても検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行うとともに、構造改革特別区域推進本部長から諮問のあった未実現提案について調査審議を行った。これらの結果について、平成 27 年 5 月 27 日、評価・調査委員会は、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、構造改革特別区域の第 26 次提案等に対する政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 構造改革特別区域の第 26 次提案等に対する対応方針

(1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別紙 3 のとおりとする。これらについて、関係府省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

(4) その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回、新たに講じるべき規制の特例措置等の対象とならなかったものについて、全てを今後の検討対象としないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共

団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて、実現するためにはどうすれば良いかという方向で、検討を深めていくものとする。

2. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針（全国展開する規制の特例措置）

評価の結果、全国展開する規制の特例措置は、別紙4のとおりとする。これらの規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）別表1から削除するとともに、別紙4に示された全国展開の実施内容及び実施時期を基本方針別表2に追加する（ただし、規制の特例措置の一部を全国展開するものについては、全国展開の実施内容を基本方針別表2に記載し、規制の特例措置として存続する内容を基本方針別表1に記載する）。

関係府省庁は、基本方針別表2に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

3. 未実現の提案に関する調査審議意見に対する対応方針

(1) 評価・調査委員会の調査審議意見

評価・調査委員会の調査審議意見は、別紙5のとおりとする。関係府省庁は、これを最大限尊重し対応するものとする。

(2) 調査審議意見に対する対応方針

ア. 全国において実施する規制改革事項

未実現の提案に係る調査審議の結果を踏まえ、全国において実施する規制改革事項の実施時期、内容等は、別紙6のとおりとする。

イ. 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項

未実現の提案に係る調査審議の結果を踏まえ、関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は別紙7のとおりとする。

別紙1 新たに構造改革特別区域において講じるべき規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
836 940 2002	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条第1項 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項 	構造改革特別区域における公立の幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事の提供については、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を行うことができるよう措置する。	文部科学省 厚生労働省 内閣府

別紙2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
843 9-143 2011	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間については廃止する。	平成27年6月 (措置済)	文部科学省 厚生労働省 内閣府
9-144	就労継続支援B型の対象者要件の緩和	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付障発第1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第2-3-(5)-①	提案内容(就労継続支援B型利用にあたっての就労移行支援事業者以外の第三者によるアセスメントによる利用)も踏まえ、就労移行支援事業者以外の者によるアセスメントについて、平成27年4月より、障害者就業・生活支援センターによるアセスメントを受けた場合でも就労継続支援B型の支給決定を行えるようにした。	平成27年4月 (措置済)	厚生労働省
12-108	道路の横断に限る車両の幅の制限の緩和	・道路法(昭和27年法律180号)第47条、第47条の2 ・車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条 ・道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条	道路法上の道路に関して直進による横断に限る場合には、道路法による特殊車両通行許可及び道路運送車両の保安基準による緩和認定を行えるよう措置する。	平成27年度中	国土交通省

別紙2 全国において実施することとなった規制改革事項の実施時期、内容等〔B-1、B-2分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
12-109	路線不定期運行及び区域運行型乗合バスによる少量貨物の運送を可能とする規制の緩和	道路運送法(昭和26年法律第183号)第82条	道路運送法第82条に規定する「旅客の運送に付随して」の解釈については、 ・路線定期運行によるものについては、路線の運行中は常時、 ・路線不定期運行及び区域運行によるものについては、原則として、旅客の乗車中、をそれぞれ指すものとして運用してきたところであるが、路線不定期運行及び区域運行については、旅客の予約がない場合にも、一定の基準を示し、「旅客の運送に付随したもの」として少量の貨物の運送を可能とする通達を発出した。	平成27年4月6日 (措置済)	国土交通省
12-110	超軽量動力機等の飛行許可に係る許可要件の緩和について	・航空法第28条第3項 ・航空法施行規則第51条の2 ・運航安全課長通達「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」	有識者の意見等を参考に検討を行った結果、自作航空機の試験飛行のうち、わずかな浮上に限定した場合に対応した基準として、当該飛行における航空法第28条第3項の許可に係る心身の状態が飛行を安全に行うことができることを証する書類として新たに道路交通法第84条に基づき各都道府県の公安委員会が交付した有効な運転免許証(原付免許及び小型特殊自動車免許を除く)の写しを加え、要件を緩和した。	平成27年4月1日 (措置済)	国土交通省

別紙3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
415 818	公立大学法人の知的財産権の出資に対する規制の緩和	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第21条、70条	総務省及び文部科学省において、国立大学法人の制度も踏まえ、公立大学法人が出資を行うことの是非、出資を行うことを認めるとした場合の出資の方法・目的や出資先の範囲、出資を行う場合に必要となる手続き等について検討し、平成27年度中に結論を得る。	平成27年度中	総務省 文部科学省
416	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号で定める随意契約要件の拡大	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第167条の2第1項第4号	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約については、地方公共団体の長が認定し、その相手方が明確に限定されるものであり、また、認定の際に提出を求める計画に基づき生産される物品の買入れに限定されるものであることから、地方公共団体の契約方式の原則である、透明性及び公正性の支障にならないこと等につき整理することができたため、法制度上位置づけられたものである。「賃借契約の締結」についても同様の整理ができるか否か、提案主体からの意見も踏まえて検討を進める。	平成27年中に速やかに検討	総務省
819	国庫補助事業完了後10年以上経過した公立小中学校の建物について、有償で貸付・譲渡を行う場合に必要となる財産処分手続の簡素化	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日付け文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)	国庫補助事業完了後10年以上経過した公立小中学校の建物について、有償で貸付・譲渡を行う場合、従来どおり補助金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てるとした上で、大臣への承認事項から報告事項へ簡素化することについて早急に結論を得る。	平成27年度 早期	文部科学省

別紙3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
820	大学獣医学部の設置の認可	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)	現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国の見地から本年度内に検討を行う。	平成27年度内に速やかに検討	文部科学省
1239	過疎地域等において、自家用有償旅客運送者が、有償の少量貨物運送を可能とする規制の緩和	道路運送法(昭和26年法律第183号)	過疎地域等において、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、自家用有償旅客運送者は、国土交通大臣の許可を受けて、有償で少量の貨物を運送できることとする新たな制度の創設に向けて検討を行う。	平成27年度中	国土交通省

別紙3 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1240	特定経路における仮ナンバープレートの取り付け免除	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第36条の2 ・路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第26条の5 	<p>総合特別区域法に規定する「回送運行効率化事業」の実施状況については、後面の番号標の取付免除による作業効率化の効果は認められるが、平成26年9月に行った現地確認では、前面の番号標が適切に取り付けられていない事例、回送運行の隊列内に一般車両が混入する事例が見受けられた。このため、引き続き当該事業の実施状況等を見極めた上で、本件に係る取扱いについて検討する。</p>	平成27年度中	国土交通省

別紙4 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針(全国展開する規制の特例措置)

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制 の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
105(106・ 107)・1222	搭乗型移動支援 ロボットの公道実証 実験事業	一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、搭乗型移動支援ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	省令、告示、 通達	平成27年7月10日 (措置済)	警察庁・国 土交通省
1013	農業関連 事業普及 指導員任 用事業	農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリストを普及指導員の任用資格を有する者として扱うことを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	政令	平成27年度中に 措置	農林水産省
1224	45フィート コンテナ の輸送円 滑化事業	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車については、特殊車両通行許可の長さの上限値を17メートルから18メートルまで緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件(長さに対応したものを)適用することを可能とする。	一部	車両長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の条件での通行許可を行う措置により、全国展開を行う。	通達	平成27年6月1日 (措置済)	国土交通省

※基本方針別表1の番号は、評価・調査委員会による評価開始時点の番号

別紙5 未実現の提案に関する調査審議意見

要望事項	調査審議意見	関係府省庁
<p>旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定</p>	<p>関係府省庁は、国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討されたい。そして、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、検疫港の指定に向けた審査と指定に必要な諸準備をされたい。検討に際しては提案者との緊密な連携により行うこととし、その状況については評価・調査委員会に報告されたい。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>ご当地ナンバー(第2弾)導入基準の緩和</p>	<p>本提案については、提案者において、次回の募集が行われる場合には、審議を踏まえ、自動車登録台数等の導入基準を満たした上で応募が可能となるよう十分に検討を行うべきである。また、関係府省庁は、提案者から相談があった場合は応じられたい。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>狩猟の要件緩和(狩猟期間の延長)</p>	<p>本提案について、関係府省庁は、平成26年12月に鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を改訂し、指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)の積極的な捕獲を図るとしたが、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを通知等により提案者に対して周知するとともに、提案者より更なる課題が生じたとの相談があった場合には必要な対応をされたい。</p>	<p>環境省</p>
<p>火薬類を用いて製造される製品(火工品)の無許可製造に係る適用範囲の拡大</p>	<p>本提案について、提案者は、関係府省庁と連携した上で、火薬類取締法に係る特則承認制度の活用をもって事業者の負担が軽減されるよう対応されたい。 また、関係府省庁は、特則承認の申請に際し必要となる資料等について、提案者と連携をした上で、事業者の負担を軽減すべく適切に助言されたい。</p>	<p>経済産業省</p>

別紙6 未実現の提案に関する調査審議意見に対する対応方針(全国において実施する規制改革事項)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	関係府省庁
1319	指定管理鳥獣の捕獲に係る許可対象者の範囲の明確化	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条	指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)の積極的な捕獲を図るため、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを通知等により都道府県に対して周知する。	平成27年度中	環境省

別紙7 未実現の提案に関する調査審議意見に対する対応方針(関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項)

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	関係府省庁
956	旅客船専用港湾に対する検疫港の指定基準の特例	検疫港等の指定等の方針について(平成8年11月5日健医感発第136号, 衛検第365号)	国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討する。その状況については、評価・調査委員会に報告する。	平成27年度中	厚生労働省